

一、往々一寸した誤解や諸君の幸福を考へない宣傳等から由々しき
 爭議を引起すことがあります。諸君は統制を持つて充分自重せ
 られ決して輕舉妄動せぬ様切望します。

以下職工諸君の要求と之に對する回答及理由を御參考迄に御知
 らせします。

一、日給を一齊に五十錢増額の要求に付
 諸君の要求書に依れば

工場名	平均日給	歩増率	平均實收
横濱船渠會社	二、一〇	〇、一八	二、四七八
新潟鐵工所	二、二七七	〇、三五	三、〇七三
芝浦製作所	二、一六	〇、四〇	三、〇二四
瓦斯電氣會社	二、二五	〇、三五	三、〇三七
石川島造船所	二、〇七	〇、四〇	二、八九八
池貝鐵工所	二、〇二三	〇、六〇	三、二三六
淺野造船所	二、三〇	〇、二五	二、八七五

右の内當社の平均實収入は日給の四割増位になりますから二圓
 九十三錢の實收となる計算です。之は職工諸君自身の収入で考
 へて見ても判る筈であります。

日給の上から較べて決して他社に劣つては居らぬので日給を増
 額する理由はないが職工諸君は増給してくれ、ば能率を擧げて
 會社に損をかけぬと申出ましたから會社は三年以上の者には、
 十五錢三年未滿の者には十錢の増給をして少しでも諸君の生活
 の樂になる様に考へました、此爲に會社は五千人の職工故年に
 は約三十萬圓の支出増加となり丁度只今會社が擧げつゝある利
 益金を皆吐き出しても尙足りないであります。

會社は此の様な苦痛を忍んでも諸君の希望に副つて共存共榮の
 實を擧げる様に努めるつもりですが此の様な事は誠に會社とし
 ても多大の犠牲を拂つたのであります。之以上は全く支出の餘
 地がなく會社を破産せしむるものであります。會社が衰へて諸君
 獨り良くなる筈はありません。

二、殘業廢止の要求に付
 必要でない殘業を廢するのだから當然賛成です。

三、最低賃金を二圓二十錢に定むる要求に付
 獨身者には少くて然るべく高齡者や技倆のある者には高くせね
 ばなりません、依て年齢(家族の數をほゞ表はす)技倆勤續年
 數等によつて合理的に制定する必要があります。

會社は既に其調査機關を設置してあります。

四、(イ)定期職工の雇傭期間を六ヶ月以上とし (ロ)期間經過後は
 常備工に編入せられたし (ハ)尙現に施行せらるゝ其際の体格
 検査を廢止の要求に付

(イ)當社の如く仕事の繁閑激しきものには定期の短期雇傭制は
 止むを得ません、特に忙しい修理船等のあつた時に二ヶ月位の